

## 第4回

# 地域総合防災力の充実方策に関する小委員会

日時：平成20年8月20日（水）

10：00～11：40

場所：虎ノ門パストラルホテル 新館6階「ロゼ」

午前10時00分 開会

## 1. 開 会

○大塚課長補佐 それでは、定刻となりましたので、第4回地域総合防災力の充実方策に関する小委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の第4回会合は、皆様ご承知のとおりでございますが、当初6月16日に予定しておりましたところを、岩手・宮城内陸地震の発生により、開催延期をさせていただきました。たびたびの日程調整等でお手数をおかけしましたことにつきましては、お許しいたきたいと存じます。

それでは、しばらくの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。

## 2. 委員等の紹介

○大塚課長補佐 本日は、重川専門委員、坪田専門委員におかれましては、所用のためご欠席されております。また、本日の小委員会には、消防審議会の吉井会長にもご出席いただいております。

## 3. 消防庁長官あいさつ

○大塚課長補佐 それでは、まず、7月4日付で消防庁長官に就任いたしました岡本保よりごあいさつを申し上げます。

○岡本長官 おはようございます。7月4日付で消防庁長官に就任いたしました岡本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろから消防防災行政の充実のためにいろいろご指導、ご支援いただいておりますことを厚く感謝申し上げます。また、只今、司会が申し上げましたように、6月の地震以後も幾つか大きな地震が起こっております。そういう大きな災害の危機の問題でありますとか、あるいは日常の救急や火災などに対する身の回りの危機をどうやって克服して乗り越え、国民の安心・安全を守っていくかということは福田内閣でも大き

な課題であると考えております。そういう意味で、この小委員会をはじめ、皆様方からご指導、ご支援をいただきまして、国民の安心・安全を守るという仕事に全力を投入してまいりたいと思っております。

おかげさまで消防職員、消防団員の皆様方によって、国民からの信頼を勝ち得ている状態でございますが、国民の安心・安全をきちんと守っていくという意味で消防職員、消防団員に課せられた期待というのは非常に大きなものがあると考えております。これから8月末に概算要求、年末には政局がどうなるかわかりませんが、来年度の予算編成に向けて、我々は党や国会でいろいろな議論を重ねながら、それぞれの施策の充実に向かって努力をしてみたいと考えておりますので、是非皆様方のご指導をいただきながら、各般にわたります施策の充実を図ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

小委員会の冒頭に時間をいただきまして、ごあいさつさせていただきました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

#### 4. 消防庁幹部紹介

○大塚課長補佐 続きまして、このたび消防庁の幹部に異動がございましたので、新しく着任した職員をご紹介します。

次長の株丹達也です。

○株丹次長 8月に入りまして着任をいたしました株丹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大塚課長補佐 国民保護・防災部長の幸田雅治です。

○幸田部長 幸田でございます。よろしくお願い致します。

○大塚課長補佐 審議官の石井信芳です。

○石井審議官 石井でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○大塚課長補佐 消防・救急課長の江村興治です。

○江村消防・救急課長 江村でございます。よろしくお願いいたします。

○大塚課長補佐 防災課長の飯島義雄です。

○飯島防災課長 飯島でございます。よろしくお願いいたします。

○大塚課長補佐 国民保護室長の米澤健です。

- 米澤国民保護室長 米澤でございます。よろしくお願いいたします。
- 大塚課長補佐 国民保護運用室長の石津吉康です。
- 石津国民保護運用室長 石津でございます。よろしくお願いいたします。
- 大塚課長補佐 応急対策室長の中村秀文です。
- 中村応急対策室長 中村でございます。よろしくお願いいたします。
- 大塚課長補佐 広域応援対策官の山口祥義です。
- 山口広域応援対策官 山口です。よろしくお願いいたします。
- 大塚課長補佐 参事官の深澤良信です。
- 深澤参事官 深澤でございます。よろしくお願いいたします。
- 大塚課長補佐 以上でございます。

#### 配布資料確認

それでは、議事に入らせていただきますが、事前に本日の配付資料をご確認させていただきます。

資料の上からですが、まず初めに議事次第、委員名簿、配席図、報告書の素案、最後に参考資料をつけさせていただきます。

それでは、これより秋本小委員長に議事の進行をお願いしたいと存じます。秋本小委員長、よろしくお願いいたします。

#### 5. 議 事

○秋本小委員長 それでは、議事に入りたいと思いますが、先ほども説明がありましたように、6月に予定した日程を変更するという事で、委員の皆様方にはいろいろご迷惑をおかけしたと思いますけれども、本日は、残暑まだ厳しい中、ご多忙の中をご出席いただきまして、まことにありがとうございました。

6月16日のときにご審議をいただく予定で、報告の案といったようなものをお手元にお配りを前にもいたしましたけれども、その後いろいろ考えながら、もうちょっと改善を試みようということで、少し手直しをしたものをまた改めて送らせていただきました。きょうはこの新しい素案によりまして、ご審議をいただきたいと思います。まず最初に、

消防庁のほうでご説明をお願いします。

#### 資料説明

○長谷川総務課長 今、委員長からもお話がございましたけれども、6月に一たんお送りしました報告書から少し手直しをさせていただいていることをお許しいただきたいと思えます。

では、お手元の素案ということでお配りさせていただいておりますので、それにつきまして簡単にご説明させていただきたいと思えます。

これまでの委員会におけますご議論を踏まえまして、このような形で素案という形にさせていただいております。あくまでも素案ということがございますので、本日のご議論も踏まえまして、最終取りまとめに向けまして、小委員長とも相談しながら進めていきたいと、そういった代物でございますので、ご承知おきいただければと思えます。

まず、中身ですけれども、目次がございませんが、まず初めのほうに「はじめに」ということで、1が1ページにございます。おめくりをいただきまして3ページに参りますと、「基本的な考え方」という部分が出てまいりまして、その中の(1)で「防災力の担い手」、おめくりをいただきまして、(2)で「常備消防、消防団等それぞれの担い手の充実強化」、そしてまた、6ページに参りますと、担い手の間の連携協力という形で出てまいっております。さらにおめくりいただきまして9ページに参りますと、「防災力強化のための具体的な方策」ということで、そういった形の取り組みで、(1)で「物的基盤の整備」、(2)で「人的能力の向上」。そして、おめくりいただきまして11ページに行きますと、(3)で「情報受発信能力の向上」という形で記述をさせていただいております。最後に「おわりに」という形になってございます。

一応、これまで委員会で特に言及が多かった部分をなるべく取り込んで書かせていただいております。反面、全体として、箇所によりましては若干唐突にテーマが出てきている部分もあるような感じもいたしますけれども、これは皆様方のご議論を反映させるために織り込んでおるということで、ご理解いただければと思えます。

それでは、「はじめに」でございますが、簡単に拾い読みをしてみますと、まず、ことしはご案内のとおり、消防組織法に基づきます自治体消防制度発足60周年という年でございました。この間、消防の役割や業務は非常に拡大をしてきたということに言及をさ

せていただきまして、第2パラグラフの最後のほうで、消防は、体制面でも、今や我が国の安心・安全を支える中核的な存在となっていると認識をいたしております。

その次の段落でございますが、しかしながら、国民の安心・安全の確保・向上は、もとよりひとり消防機関の手によってのみ実現できるものではなく、様々な担い手による様々な防災に関わる活動を充実させることが必要であると論を進めております。

そして、真ん中あたりに進んでいただきますと、これまでも、阪神・淡路大震災など幾多の悲痛な体験を教訓としまして、我が国は様々な防災対策を講じてきましたけれども、まだまだ十分とは言えないということでございます。

そこで、一番下のほうに参りまして、では、こうした防災力の向上を実現するため、我々は何をなすべきなのかということで、この消防審議会でも地域総合防災力の充実をテーマとした小委員会を設置をされて、議論を進めてきたというふうに、本報告書の位置づけといえますか、立ち位置を明らかにしているわけでございます。

そして、この地域総合防災力ということでございますけれども、2ページに進んでおりますが、防災力は、「総合力」でなければならない。そしてまた、「地域」に存在しなければならないというふうに述べております。

この総合力ということにつきましては、次の「まず」の段落ですけれども、災害による被害を最小限にとどめるためには、あらゆる局面でのあらゆる対応が必要であるとして、ちょっと下に下がっていただきますと、その段落の末尾のところ、多様な局面で多様な活動を円滑に行うためには、それぞれの活動の担い手となりうるあらゆる組織、個人の力が最大限活かされなければならないという形にくくっております。

そしてまた、地域ということございまして、地域の防災力は、その段落の最後のほうでございますけれども、遠隔地からの大きな防災力が投入される前に、自助、共助の精神に基づく、発災直後からその場で活動することができる身近な防災力が全国それぞれの「地域」に存在しなければならないということで、地域の総合的な防災力というふうに論を進めております。

このような地域総合防災力の整備には、次の一番下の段落でございますが、個々の防災力の担い手の対応力を強化するとともに、それらが有効に機能するよう、日頃から担い手相互の連携協力を進めることが重要である。そして、最後のほうでございますが、消防機関による消防力だけではない「地域総合防災力」の整備・向上にまで視野を広げ、国民の安心・安全を確保するための方策を私たちは検討したということでございます。

3 ページへお進みいただきまして、基本的な考え方でございますが、今の「はじめに」でも述べましたように、いろいろな担い手がおりまして、それぞれを充実強化させるとともに、それぞれの間の連携協力を図るというラインで論を進めております。

まず、防災力の担い手でございますけれども、地域の防災力を担う主体はさまざまございまして、常備、あるいは消防団、警察、自衛隊、こういった組織だけではなくて、婦人防火クラブ、青少年消防組織、あるいは自治体・町内会などを基礎とした自主防災組織、あるいは企業・各種団体、さらには一般の住民やボランティアグループなど、広い意味では地域防災を支える担い手は非常に多いということでございます。そしてもちろん、国・地方公共団体などの関係行政機関の役割も大きいわけでございます。

これらの担い手は、それぞれの時間経過の局面でいろいろな活動をするわけございまして、そういったことから、その次の段落あたりから、平時においてはどのような役割をしているか、あるいはその次の段落では、災害発生直後の活動としてはどんなことになるのか、あるいは最後の下の段落で、復旧・復興過程ではどのような活動をするのか、それぞれ担い手がどのような局面でその活動をしているかというのに少しく言及をいたしているというような状況でございます。

おめくりをいただきまして、4 ページでございますけれども、その中で常備消防、消防団等のそれぞれの担い手の充実強化をしなければならぬということでございます。まず初めに常備消防の充実強化ということについて述べておりまして、3 段落目あたり、「まず」の次ぐらいからごらんいただきますと、社会経済の高度化に伴いまして、災害や事故が複雑・多様化しております。そして今日、消防機関は、消火だけでなく、予防、防災、救急、救助と様々なニーズに対応しなければならないということでございます。そういったことから、その段落の最後のほうでございますが、このような状況で常備消防の対応力の一層の高度化・専門化を図ることが防災力の基幹として重要であると考えております。

ただ、しかしながら、一方、我が国の財政はご案内のとおり厳しい状況にあるということでございますので、そういった中で高度化・専門化を図るためには、今私どもが取り組んでおりますのは、常備消防について、広域化によって消防本部の規模を大きくして、人やお金を有効に活用しようと考えているということでございます。したがって、引き続き広域化による組織規模の見直しを推進してまいりたいと、こんなことでくくっているわけでございます。

次に、常備消防と消防団の連携ということで述べておりますけれども、常備消防は今申

し上げましたように高度化、専門化をし、また、引き続き拡充を図っていくということになるわけですが、他方で、常備消防が常備で行うのにふさわしい活動を充実させる中で、消防団の活動範囲を広げていくことも重要ではないかということでございます。おめくりをいただきますと、つまり、消防団も従来から消火主体の活動であったわけですが、救助活動とか、あるいは平時の地域密着性の高い広報指導等、そういったことにも消防団の力を有効に活用していけるのではないかとということで論を進めているわけでございます。

そして、そのような意味で消防団の充実強化をどのように図るかというのが次の大きな括弧の段落でございますけれども、地域の防災力を強化する上で、消防団の力は不可欠でございます。今日、その充実強化は消防行政を取り巻く最重要課題であるといえるというふうに述べております。なぜならば、当然、阪神・淡路大震災の経験から明らかになったことですが、大規模災害時におきましては、常備消防だけでは力は十分でなく、要員動員力、あるいは即時対応力、地域密着性を持った消防団の活動が欠かせないということが明らかになっているからでございます。

そして、少し下のほうに進んでいただきまして、「しかしながら」の段落で、団員が減っているということでございますので、今後は消防団の充実強化を進めて、地域防災の中核的存在として期待される役割を果たしていくために、諸問題を解決していく必要がございます。そのための視点ということで、その次から指摘をしているところでございます。

「まず」という段落でございますが、「まず」の段落では、消防団に今求められている役割を改めて確認することが基本となるということでございます。ちょっと下のほうに行ってくださいまして、今後ますます重要性を増すであろう消防団の充実を目指すために、現実の消防団の実態がかなり多様であることを踏まえながら、消防団の現状をつまびらかにするとともに、制度面、運用面など様々な側面にわたって不断の検討を続けていくという姿勢が大事だということでございます。

それから、「次に」という段落で、消防団活動の一層の発展が必要であるということでございます。おめくりいただきますと、具体的に想定される主なものは、先ほども申し上げましたように、救助活動とか住民への広報指導ではないかと考えられるということでございますが、しかしながら、残念ながら例えば救助を考えてみましても、一般的に消防団は救助活動の装備は今、十分には保有していないということでございますので、そういった意味で、この段落の最後のほうでございますが、装備の保有が可能となるように、財政措置を含めて、国等において適切に対応する必要があるとくくってございます。



視点の3つ目としまして、さらに、消防団の力の源となる団員の確保が必要であるというところでございます。この点はかねてから私ども取り組んでいるわけでございますけれども、特に今まで私ども広報活動等、努力しているわけでございますが、さらにその段落の最後のほうで、入団環境の改善を図ることが必要であると述べてございます。

次の段落に行きまして、入団環境に関しましては、さまざまな処遇の改善ということもございまして、問題はサラリーマンが非常に多くなっているということもございまして、現実には、真ん中あたりに書いてございますが、現場出場やあるいは訓練などの際に、勤務先との業務調整が必要となる。したがって、消防団への入団が困難となるという面があるのではないかとされておりまして、そういった意味で、いろいろ取り組みが必要なわけでございまして、その段落の最後のほうで、被雇用者——サラリーマンでございますが——の入団環境の整備については、国、地方を通じて幅広く総合的に実効性のある対策を推進する必要があるということ、その間のところでいろいろな取り組みをしている例などを挙げたりしているという状況でございます。

次に、(3)で担い手間・地域間の連携協力ということでございまして、連携協力が必要ですよということもございまして、地域防災力のそれぞれの担い手がそれぞれ対応力は強化することは基本でありますけれども、同時にそれらが有機的に連携し、協力することができなければ十分機能できないのではないかとございまして、そのために平時からの対話・接触によって、お互いが顔の見える関係——最近よく使いますけれども、顔の見える関係になっておくこと、合同の訓練などで円滑に協力できるようにしておくことなどが重要であるということもございまして、その取り組みをどういうふうにするかということもございまして、例えばということで、最後のほうで、「地域防災〇〇会議」というような名称のもとに、地域、市町村など様々なレベルで、ゆるやかな仕組みでみんなが顔を合わせられるような、そういった機会をつくっていくのが1つのアイデアとして出しているところでございます。

次に、消防団の役割ということで、そういった中で連携協力をする中で、消防団がどういう役割を果たすかということに言及しておりまして、消防団は消防行政機関としての側面と、住民自治活動組織としての側面を併せ持っていることを認識しておりますし、多分実態もそうだと思いますけれども、そういったことで、日頃から地域の安全に関する情報を熟知しているほか、地域の仲間としての人的つながりを持って幅広い交流をしている人というのが団員の中に多いと認識されるわけでございます。そういった意味で、顔の見える関

係、あるいは話ができる関係というのをつくりやすいということでございます。

そういったことから、次の段落の中でございますけれども、消防団が担い手相互の特徴を生かして、行政以外の様々な組織、特に一般住民とのつなぎ役として大きな役割を果たすことができるのではないかとということでございます。例えばということで、女性の消防団員が応急手当の指導を行ったり、あるいは団員が学校や防災教育の現場で指導や講話を行っているというような例もあるわけございまして、そういった住民とのつなぎ役という役割が期待されるということをごここで述べておるわけでございます。

最後、8ページにまいりまして、災害時要援護者情報の共有推進ということで、これも連携という枠の中で述べさせていただいているわけでございますけれども、地域の総合防災力の充実のためには、担い手間で関連情報の共有が大事でして、とりわけ高齢者、障害者などの要援護者の避難誘導や生活支援を円滑に行うための関係機関との情報の把握をしている市町村の福祉部局との連携を図りながらやっていかなきゃいけないということについて言及しているわけでございます。

おめくりをいただきまして、9ページ以降で具体策ということで少し論を進めているわけでございますけれども、まず(1)は物的基盤の整備ということで、こちらのほうは今回私どもが視点としては議論するけれども、直接こちらに大きな提言をしていくのはなかなか難しいんですがという部分でございますけれども、災害に強いまちづくりを推進するということで、あらゆるハード面でのまちづくり関連の事業の推進、必要な措置をとることが必要であるということをごまず言及いたしております。

その上で、議論の主体でございます人的能力の向上ということでございますけれども、地域防災を担う人づくりが大事であると。物的な基盤整備は重要だけれども、それ以上に重要だと思われるのは地域防災を担う人づくりである。そのためには、常備消防職員や消防団員の訓練、研修、これはもちろん重要であります。しかしながらということで、その段落の最後で、ここでは一般住民を対象とした防災人づくりについて述べるということで、いわゆるプロのほうのことは当然のこととしながらも、そうではなくて、総合的な防災力を向上させるためには住民を巻き込んでいかなきゃいけないという視点で論を進めているわけでございます。言うまでもなく、地域防災は、自助・共助の精神が基本となると。地域の総合的な防災力を強化するためには、消防機関だけではなく、一般住民を含めた地域総合力の体制が不可欠であるということ、これは既にわかっているわけでございます。

では、どうするかということなんですけれども、例えばということで一番下の段落あた

りを見ていただきますと、例えば国の主導や支援の下に、市町村が実施の責任を持ちながら、消防機関その他関係機関の能力を生かして、例えば「10万人防災リーダーづくり」のような形で、全国的、計画的に住民の中に防災リーダーを養成することが望ましいんじゃないか。そのための例えば標準的なカリキュラムの作成とか、財政措置とか、あるいは公的な認証とか、そういったことをやって、リーダー養成をしていくことができれば、大きな意味を持つんじゃないかということでございます。

そしてまた、この人づくりの研修には、結局その人たちをその後活用するといいたまうか、生きていただかなくちゃいけませんので、そういった修了後の活動と関わり合いを持つという意味からも、地域防災の専門家として、消防団を含む消防関係者がその研修のリーダーとして、指導者として参加するのが望ましいのではないかと論を進めて、こちらで消防団の方々が地域の担い手とつなぎ役になるというような意味も持たせているわけでございます。

次に、青少年の消防組織の育成でございますけれども、こちらのほうは、我が国には少年消防クラブや幼年消防クラブということで、ここにございますように43万人ぐらいの人がいるわけですが、将来を見通した地域の防災人づくりという面と、場合によっては即戦力となる層という意味で、高校生などを対象にして青少年消防組織の育成がこれから重要な課題ではないかということでございます。

その検討点として、ドイツでは若者の防災の組織が17歳までを対象としているということから、我が国でも、今は中学校までなんですけれども、高校まで対象年齢を引き上げるということが1つの検討課題ではないかということ述べているわけでございますし、また、あるいは魅力のあるイベントの取り組みなどを行うとか、そういったことで取り上げていきたいということでございます。

それから、括弧の次のところで女性、リタイヤ世代等幅広い人材活用ということでございますが、こちらのほうは幅広い人材の確保という面から、例えば女性とか、退職後の団塊世代の防災活動への参加も促進すべきであろうということで、いろいろな形があると思いますけれども、OBを機能別分団にするとか、あるいは学生が参加しやすい支援をするとか、そういった幅広い層の活用に取り組んでいく必要があるということについて述べております。

11ページへ進んでいただきまして、大きな(3)でございますが、情報受発信能力の向上ということでございます。この委員会のご議論も消防団についてはかなりご議論いた

だいたと思いますけれども、消防団の通信手段のあり方ということで述べてございます。真ん中辺ですけれども、消防団の受発信能力の向上について強調したいということで、地域の災害状況を正確に把握できるのは日頃から地域に密着し、全国の隅々まで、あらゆる地域に配置されている消防団でありまして、消防団が被害状況や必要とされる応援活動などの情報を発信することができれば、迅速・的確な消火活動、救援活動が可能となるのではないかと考えてございます。

ただ、現実にはこの辺、必ずしも十分わかってない面もあるわけでもございまして、例えばその下のほうの段落でございますけれども、出動指令のあり方、現場活動中の消防隊員との連絡のあり方、さらには市町村役場や消防本部への情報発信のあり方などについて、いかなる手段を用いて、いかなるタイミングで行うか等、基本的な考え方を整理することが必要であると。消防団による情報収集力・情報発信力を総合的に確保・向上させるための方策について早急に検討すべきであると述べているところでございます。

12ページに進みまして、今、ご案内のとおり、消防救急無線がアナログからデジタルに切りかわるという時期でございますので、そういったことも踏まえて、消防団についても常備消防と軌を一にして、一体的な整備を図っていく必要がある、ちょうどいい時期ではないかという意味で、それについても言及をいたしているわけでもございます。

おめくりをいただきまして、「おわりに」ということで、地域総合防災力の整備は、その推進役として、地域の総合行政主体である市町村が中心となってやっていかなきゃいけないんですけれども、国もあまり無関心にならないでしっかりやれということで、ご提言をいただいているというような状況でございます。

最後にということで、一番最後のパラですけれども、各々の担い手、地方公共団体、国、防災に関わる全ての主体が、それぞれ、自助・共助の気持ちを持ちながら、力を尽くすことで防災力を充実させていくんだということで、そのためにこの報告書がお役に立てばありがたいということで締めくくらせていただいているという状況でございます。

簡単に中身を言及させていただきましたが、またいろいろご議論賜ればと思います。ありがとうございました。

○秋本小委員長 どうもありがとうございました。

この小委員会は、本日ともう一回と予定をしております。この素案自体がこれまでいただいたご意見をできるだけ取り入れながらという気持ちでまとめたものではありますけれ

ども、きょうはこれをもとにさせていただきながら、これにこだわる必要もありませんけれども、自由にご意見いただいて、いただいたご意見をもう一度織り込んだ案文にして、次の小委員会で最終的なご審議をいただくというようなことにしたいと思っております。

どうでしょうか。今までと同じように、この素案を素材にさせていただきながら、ご意見とかご自由に述べていただいて、そして発展をさせるということにさせていただくようにしたらどうかと思います。何でも結構ですので、ご意見とかご感想がございましたら、お述べいただきたいと思います。

山崎さん、お願いします。

○山崎専門委員 NHKの山崎と申します。

各地の災害を取材していると、地域の防災の取り組みを高めておかないと、これから地震の活動期に入ってくるとかいろいろ言われている中でもって、防災の取り組みがなかなか進まないというのはそのとおりで、ここに書かれていることは議論を非常にうまくまとめていただいたと思うんですが、私は消防団についてはもう少し今日的な役割に踏み込んでいただきたいと思います。1つは、消防の広域化が進んでいる中で、地域のきめ細かい自治体消防の一番いいところを、多分これから消防団が極めてきめ細かく役割を担っていくことがとても重要になってくると思うのが1つ。

それから、各地の消防を取材しますと、救急が毎日のように大変多くなっていて、常備消防は救急を中心にその隊員を回していて、年に地域でもって数件起こる火災は消防団が頼りだとか、あるいは山火事のようなものとか、水害で土のうを積んだりするような人海戦術は、地域のいろいろな組織がもう壊滅状態ですから、消防団以外に頼るものはないというような役割を消防団が担っているんですね。ですから、そういう今日的な広域化とか、地域の過疎とか高齢化とかの状況の中で、消防団の役割を今日的にもう一回とらえ直して位置づけていくことが大事なんだということ、もう少し踏み込んだ形で書いていただいたほうが、今まで言われたことをきれいに整理した文章よりは、今これをまとめるということの意味合いが出てくるかなと思います。

○秋本小委員長 大変大事な根本のお話、ご意見をいただきました。

上田委員、お願いします。

○上田委員 この素案の中に消防団についていろいろな面で織り込んでいただいて、ありがとうございます。ただ、昨今のさまざまなめぐる環境は、消防団が活動する上において大きな問題点があると思っておるわけでございます。今までは消防団というのは、火が出

れば消しに行けばいいんだということから、今はお年寄りの行方不明から始まりまして、集中豪雨、風水害、地震、台風など、さまざまな災害が昨今は大変多く発生しておるとい  
う中において、消防団の役割というのは大きくなっていると思っておるわけでございます。

そういう中であって、消防団というのは、地方においては第一次産業、もしくは建設業  
にかかわる消防団が大勢を占めておったということでございますが、昨今、いずれもサラ  
リーマン化しておるといふ現状におきまして、ほとんどが中小零細企業であるというよ  
うな状況であろうかと思ひますし、建設業に至っては、ものすごいスピードでリストラを  
図っていつているという状況でございますから、まさに消防団にかかわる団員の生活が大変  
厳しい中に置かれておると。そういうことからすれば、生活の安定があつてこそ、地域の  
ために働けるんだというような思ひの深刻な問題が今、生じておるんじゃないかなと  
考へておるわけでございます。

また、一面では、地方財政が大変厳しい状況に置かれまして、いずれにしろ、歳出の削  
減が多いところであり、一方、民生費等はだんだん増加の傾向にあり、特に地方におい  
ては、なお一層その感が大きいと思つておるわけでございます。

そういうような中で、地域防災力を高めるためには、消防団の役割がますます大きくな  
らなければならないだけども、環境は悪化の傾向をたどつておるといふことが実情じ  
ゃなかならうかなと思つておるわけでございます。

そういう面で、1つ、かつては消防ポンプ車をはじめ、国から補助金でいただいて、機  
材の更新を図つてまいつたわけでございますが、先般の三位一体の改革で、地方に一般財  
源化されたと申しますか、補助金制度をなくして税源移譲で地方に資機材の配備をゆだね  
たという三位一体の改革がありまして、これから消防ポンプが本当に更新されていくの  
かどうか、それから、消防ポンプのみならず、役割が多面的になればなるほど、いろい  
ろな資機材がそれに伴つて多くなつてくると。多様なものが必要であるし、また、消防  
団員もそれによつていろいろな研修を重ね、技術を磨いていかならんといふような、い  
ろいろな問題が伴つてくるといふことも考へるならば、大変心もとないなと感ずるわけ  
でございます。

そういう面で、我々も消防団のマンパワーをはじめ、技術等の向上は重要な問題であ  
ると思ひますが、しかし、その期待にこたへるためには、あまりにも大きな壁がたくさ  
んあるといふことも考へ願ひたいと思つておるわけでございますし、なおまた、消防署  
員がちょうど団塊の時代を迎えるわけでございまして、60代で団塊の時代を迎えます  
と、で

できれば自主防災とか、さまざまな防災に関係する団体に指導的な役割、責務を負うということが何かうたうことができないのかなと思いました。

せっかくそういう技術を持ち備えた人が、地域の自助・共助の面からすれば、そういう方々こそ地域へ入っていただいて、しっかり頑張っていただきたいと思います。

いろいろ申し上げましたが、まずもって第一に、消防の多面的な役割が、高齢者の行方不明をはじめとする風水害のさまざまな災害にかかわっていくためには、資機材と技能・技術を磨かなきゃならんと。そのためには、ほんとうに地域だけ、市町村だけに任せておいていいのかなと。もっと国がきちっと整備するように仕向けていかなければいかんのかなと最近強く思うようになりました。どうかその点も地域防災力を高めるために、中に入れ込んでいただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○小川委員 よろしいですか。

○秋本小委員長 今の関連をしていただけますか。

○小川委員 関連といたしますか、山崎さんから始まって上田さんに来て、私はちょっとお話ししやすいのですが、小川でございます。

ここにあります充実方策についての素案ですが、大変よくまとめられていると思います。ただ、その中で少しお願いをしたり、同じ消防防災の世界でも、ほかのワーキンググループなんかでやっていることを踏まえると、もうちょっと情報をインプットしたほうがいいんじゃないかということを一、二申し上げたいと思います。

まず、2ページの上から8行目ぐらいのところに文言が加わるといいなと思っております。「平常時においては、防災施設などの整備、水・食料などの備蓄、避難訓練などが必要であり」と書いてありますが、避難訓練の次に点を打って、一フレーズ加えていただきたい。「それらに関する高度な調査研究」という文字が入るといいなと思っております。「調査研究などが必要であり」と。というのは、こういったものが消防研究所のような既にある大変レベルの高い研究機関でのみ行われるものだという考え方のもとに、実際の常備消防の世界、あるいは消防団の世界を含めても、自分たちの仕事じゃないという意識のもとに置かれてしまうことが多いんじゃないかと。「高度な」という言葉を入れるかどうかちょっと迷ったんですけども、その都度調査研究をするようなところがあっていいんじゃないかと思っております。そういうことを行う中で初めて、山崎委員がおっしゃったような消防団の今日的な意義とか、あり方とか、そういったものも日々新たなものとして出てくるのでは

ないか、そういう感じがしているんです。

そういったものを受けて、一例として私がお考えいただきたいと思うことがあるんです。これは情報受発信能力の向上の11ページのところに関連するんですが、きのうも消防防災ヘリの空中消火に関するワーキンググループをやっていたんですね。ただ、その中で幾つかの問題点が明らかになって、これは消防庁の大塚航空専門官が大変な身を削るような努力で相当いいものを今まとめておりますけれども、まだまだ不十分なことがあり、消防団とか普通の常備消防の組織においては、そういった問題意識の共有もないんじゃないかということがあったわけでありまして。

例えば、きのう1つ出てきたのは、地上の部隊と航空部隊、ヘリコプターとの連携についてということなんです。サイレントタイムというのが必要だということは昔から言われているんですね。救助活動をやっている上にヘリが来て、音でうるさくて、だれがいるかわからない。ヘリ、ちょっと行ってくれというときに、どういうふうにして連絡するかという話なんです。400機ぐらいのヘリが飛び回るような状況が首都直下地震などでは考えられる。その中では、無線の周波数の波のあり方から何から、全部きちっと機能するようにしなきゃいけないんですが、同時に地上部隊からヘリに向けてそういったことを要請するに当たって、どういう無線機が必要なのか。今は統合無線機というのが防衛省で開発中で、間もなく実用化されますが、それが入ってきて初めて伝えられるようになる。そういったことを考えますと、例えば消防団においても土砂崩れの生き埋め現場でヘリが来てくれた。しかし、常備消防はいない、無線機を持っている分団長もいない、ただ、消防団員はとにかくスコップを持って行ってやっている。ヘリがうるさくてしょうがない、どっか行ってくれといったときに、どうやって連絡するんだという問題があるんですね。だから、これは高度な装備を導入するという金目の話から入る必要はないんですが、まず全国共通の手信号のようなものを設けて、ヘリは必ず現場で上から下をパイロットが首を出して見る。これは副操縦士ですね。そして、消防団もヘリに対して、あっちへ行けというのはこういう手信号だといったようなことを決めておくというところから始まって、将来的には消防団も装備するような無線機の開発や配備が行われるべきじゃないかと思いました。

ただ、そういう中で、調査研究が日常的に必要なだということと言えますと、きのうも中村応急対策室長はずっと出ていらっしゃったんですが、きのうのワーキンググループから初めて旧郵政に入ってもらったんです、無線の問題があつて。それは山口応急対策官が9



年前に実際当事者として経験されたことでもあるんだけど、ドクターヘリの調査検討委員会を内閣内政審議室でやって、私も委員としてやったんですが、ヘリと地上部隊、どうやって連絡するんだという話が最後まで忘れられていて、急に郵政を呼ばなきゃいけないと呼んできたわけですね。そうすると、携帯電話はある高度になると通じないし、どうするんだという話になった。そういったこともあって、きのうのワーキンググループでは郵政の方に来ていただいたんですが、日ごろの調査研究の関係がない結果、どういう話になったか。相当きついことを言って怒ったんですが、こういうあり方がいいだろうといったようなモデルケースは7例ぐらい出しているんです。地上とヘリの部隊、あるいは自衛隊と消防防災ヘリの組み合わせのパターンとか。ところが、それに対してどういう波が必要かというのを書き出して、おれのところに持ってこいというのが旧郵政の課長補佐の言いぐさだった。何だ、おまえはと。だから、大変丁寧に申し上げたけれども、増田大臣にお願いをして、あなた方にも日ごろから参加をしていただくことを考えたいと思っておりますが、ご協力くださいと、非常にいんぎん無礼に申し上げましたけれども、まだそんなことが残っているんですよ。

だから、調査研究というのは日ごろ行い、これは消防団に関するものということじゃなくて、消防審議会なら消防審議会、総務省消防庁なら消防庁として、そういったのを適宜、ある意味で気軽に行い、あまりお金をかけないで行い、日々必要なものを取り入れていくということが必要だという意味で、お話を申し上げたわけでありまして。

以上です。

○秋本小委員長 それぞれ詰めた議論が必要なお話をいただいておりますけれども、もうちょっとご自由にご意見、ご感想ありましたらいただくことにして、その上で少し掘り下げた議論に移って見たらどうかと思いますが、ご意見がございましたらお願いします。

差し当たりご発言がないようですが、そうしますと、山崎委員からご発言いただきましたこと、今日的状況の中で消防団の役割、位置づけをより明確に彫り込んで書いたらどうかというご意見と、それから同時に上田委員のほうから、上田委員はご存じのように団長でもいらっしゃるわけですが、消防団の実情から当面しているいろいろな問題についてのご発言と、両方から非常に核心を突いたご意見をいただいたように思うんですけれども、例えば山崎委員のご発言の中に、消防全体を取り巻く状況変化と申しますか、常備のほうの状況変化を見ながら、消防団の位置づけという点もありましたので、これについては、例えば小林消防総監にご感想があれば伺ったらどうかと思います。また同時に、上田

委員のほうからいろいろご指摘のありました実情について、地域経済の実情、あるいは団員確保の実情、あるいは団の装備の充実といったようなことで、最後に国の対応ということについてのご指摘もありましたけれども、消防庁、ストレートにどう思いますかというのもちょっと聞きにくいような感じもしますので、例えば石垣委員、市長のお立場で何かご意見がございましたら伺うとかといったようなことはどうかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小林委員 全国消防長会会長の小林です。

先ほど委員長のほうからご指名がありましたけれども、まず、山崎委員からのお話についてなんですけれども、これは広く見ていけば、消防の地域格差というような問題の中から出てくることなのかなと。ただ、そこで消防団の役割というものをどんどん深めていったときに、消防団自身に負担になってこないだろうかなと。先ほど上田委員からのお話のように、今、消防団員がサラリーマン化している中において、気持ちはあっても活動しにくいというような中において、もう少し自分たちが気持ちのままに地域のために活動できるような環境づくりというようなことを、この検討会の中では挙げていったほうがいいのかと思っておるんですけれども、それぞれ団の方は、地域の安全のために貢献することについては意識も非常に高いですので、むしろ精神論的な部分よりも、具体的なサポート部分について明確に何か提言していったほうがいいのかと。その中におきまして、先ほどここにもありましたように、一部地域においては被雇用者のほうの対応として、税制的な対応とか、もう少し何か別な意味でのサポートというものも非常にいい手法なのかなと感じております。

○秋本小委員長 ありがとうございます。

私からご紹介するのも変ですけれども、消防団員が減少しているという全国的な傾向がありますけれども、その中で、消防団員が増員、増加しているというところもありまして、増加している数で言うと、実は東京都がたしか一番多いと思います。消防總監を先頭に、常備の皆さんが大変熱心にやっておられて、団長さん方とも協力しながらやった結果がそうになっているということだろうと思いますが、それだけに消防団の皆さんの活動環境の整備ということについて、深い関心を持っていただいているということだろうと思います。先ほどの装備の問題、あるいは勤める人が増えてきている中でどうするかといったような問題もそれに関連するかと思いますが、石垣委員はいかがでしょう。先ほどちょっと私、申し上げましたけれども。

○石垣専門委員 行政の立場といたしましては、地域の消防団の確保が重要な課題で、我々も消防団に対しましていろいろお願いしているんですが、なかなか入っていただけないというのが実情です。先ほどもお話が出ておりますように、勤務の関係でなかなか出動しにくいので、入れない。企業者の理解がなかなかできてないというのが大きな問題です。こういうことをいかにPRしお願いして、理解していただくことが重要です。その問題が一番大きくひっかかっております。特に中小企業等でしたら、自分が仮にそこへ勤めておって、火災やいろいろな災害で出動しまうと会社が機能しないという問題点もあって、非常に難しいことがあります。

それから、6 ページですか、税制上の措置ですけれども、私、税制上の措置は不勉強で、これがどういう措置があるか、また、ここが一番下から2行目ですが、国、地方を通じまして幅広く総合的に実効性のある対策を推進する必要があると書いてありますが、これは抽象的で、できれば具体的にある程度書けば我々もわかるんですけれども、なかなかわかりにくいです。

それからまた、今、我々は、災害等の被災状況を連絡するようにして救助に当たりますが、ひとり暮らしや、老人家庭などで、一番困るのが、個人情報保護法があって名簿が出せないことです。ですから、手探りの状態で行っておりますので、いろいろな方へお願いしても、個人的な情報を言えないということで、非常に困っております。この辺は、本人の理解があれば名簿を出せるんですけれども、それをいちいち調査して出すということは大変なんです。ほんとうに災害があったらどうするか、災害があったときには行政が出せるぐらいなことをして救わなければ、なかなかそういう問題で迅速な救助できないというような気がいたしております。地域の防災力、特にコミュニティーでしっかりしたものを持っておかなければ、いざ災害が起こった後でも安全・安心の措置がとれないというような気がして、非常にこの点で困っておるといような状況でございます。

それからもう一つ、広域消防というのは大きな災害だったら必要なんです。5万人ぐらいの人口の都市等におきましては、県下一円とか大きな範囲で広域化を図ろうとしております。そういう中で、我々の地域は、今ある常備消防等が削減されるのではないかと。そういうことになると、消防団と地域のものとの連携が薄くなって、広域にしたら地域の防災、いろいろな面で連携がとれなくなって、かえって安心・安全のために逆行するのではないかと。岡山県では県下一円でやろうということに決まっておりますが、そういう点は注意して、地域の今までの防災、常備消防等、施設整備は

そのまま置いていただくことも協議するようしておりますけれども、議会でも地域住民からも不安の声が出ておるということでございます。

以上です。

○秋本小委員長 ありがとうございます。

石垣委員からご発言がありましたこと、幾つか、6ページの記述とか、個人情報保護とか、広域化に伴う地域の常備消防の体制弱体化を防ぐこととかといったようなことは、少し消防庁のほうからお話しただいたほうがいいかなと思いますが、いかがですか。

○長谷川総務課長 今のお話の中で、最初のほうにありました6ページの税財政上の取り組みがというお話でございますが、ここで書いてございますのは諸外国における例ということで挙げておるんですけれども、例えばということなんですけれども、例えばある国では義勇消防の団員の雇用者がいた場合に、サラリーマンが出動した場合に、その出動したことについて企業の側に減税措置を少し与えたりとか、あるいは隊員がいろいろな被服を購入する際に、税制面で軽減措置を与えたりとか、そういった制度をとっている国があるということでございまして、資料がついておりませんので、これは次の会には資料を充実させる形で少し対応させていただきたいと思っております。

○秋本小委員長 この中で、減税措置を設けている県があると書いてあるくんだりで言いますと、これはたしか長野県ですな。

○長谷川総務課長 上のほうの協力事業所に対する減税措置を設けている県があるというのは長野県の例でございまして、こちら資料がついておりませんので、資料をつけるようにさせていただきたいと思っております。

○秋本小委員長 個人情報については、現場ではいろいろお困りだろうと思っておりますけれども、それはやり方次第というか、きちんと管理してあげればできると国としては指導しておられるんですね。

○長谷川総務課長 たしか前回もこのお話が出たんじゃないかと思っておりますけれども、今、手元に詳しい資料を持っておりませんが、個人情報保護のそれぞれの団体の自治体の条例に基づく措置になると思うんですけれども、そういう場合、それぞれの自治体に公の目的に必要な場合には情報を共有できるような規定がある場合が通例でございまして、そういった規定を活用してやっていただくのがいいのではないかとことをたしかお示ししていると思っております。

他方で、団体によりましては、もちろん事前にご本人様の了解をとって情報共有をして

いるというような団体もございますけれども、どちらかのやり方でできるのではないかと  
いうことでお示しをされていると思います。

○秋本小委員長 広域化に伴う問題というのは。

○江村消防・救急課長 広域化に伴いまして、地域の常備消防力の体制がむしろ削減され  
るのではないかとのご懸念もあるということでもございましたけれども、改めて申すまで  
もございませんけれども、この広域化は、消防力の強化のためということでもございまして、  
総務部門等の人員の合理化によって現場へむしろ配置するという方向の取り組みでござい  
ます。今後、各地域におきまして、広域消防の運営計画等をつくっていく状況にあります  
けれども、そういう中でもこういう広域化のねらいといいますかが損なわれないことがない  
ように、常備の現有の力がそがれるような形にはならないように、地域としても考えてい  
ただけておると思いますし、我々としてもそういうことでいろいろなご助言等、あるいは  
この点についての理解を十分に深めていただくように、今後とも努めてまいりたいと思っ  
ております。

○秋本小委員長 消防庁では今お話のような指導とか助言とかをしているということでは  
けれども、現場ではなかなかそう簡単にはいかないかもしれませんけれども、それぞれ現  
場でよくご相談いただいて、何とかしなきゃいけないことも多いのではないかなと思いま  
す。

私のほうからご指名申し上げるなどというのは最少限度にしたいと思いますので、その  
ほか、ご意見とか感想とか何かございましたら、いただくようにしたいと思います。

どうぞ、高梨さん。

○高梨委員 一言言ったほうがいいようなので、何点かお話しさせていただきたいと思  
います。高梨です。

まず1点が、事業所の自衛消防隊についての記載がないのかなというところがありまし  
て、消防団との関係も1つあるかと思うんですけれども、さらに消防の活動が高度化して  
いるというようなことを言っておられるんですけれども、その一方で、科学消防とか何か  
に関係するような石油コンビナート関係の事業所とか、そういうところの記載がまずない  
ということと、そして、それが阪神・淡路大震災以降に広域の協定を結んで、ほかの地域  
にも展開できるといったようなことまで考えられていたと思うんですけれども、広域化と  
いうことを考えると、まずそこら辺の専門消防に準ずるようなところからの広域応援とい  
ったようなことも考えられてはいかがでしょうかということが1つです。

それから2点目が、最近とにかく消防関係とかが防犯と福祉の関係にかなり追いやられているといったようなところがありまして、防犯との連携という部分が、まず安心との連携といったようなことで書かれているということではないかと思うんですけども、具体的に記載されていないので、学校関係者とか何かは地域の安全を守るということからいくと、防犯への意識が強いということがありますので、そこら辺を少し書かれてはいかがでしょうかということですね。

そして、福祉の部分については、応急手当といったようなこと、例えば女性団員で応急手当の指導をしているといったようなことの記載がありますけれども、どうも応急手当というだけじゃなくて、最近、皆さん関心があるのが高齢化の関連があって、技能を身につけるときに、応急手当プラス介護といったようなところで、寝たきりの人をどうやって起こすとか、避難させるにはどうしたらいいかといったような、そこら辺の技能というものも身につける必要があるのではないかと思いますので、そういった観点もちょっと入れられるといいのかなということですね。

3点目なんですけれども、消防団についてなんですけど、消防団はかなりいろいろなところで検討されているので、そちらのほうの検討事項を入れていただければと思うんですが、先ほど小林総監のほうからもお話がありましたけれども、役割を広げるのはどうなのか、入りにくいということがあるんじゃないかというご指摘がありましたけれども、私はどちらかというところと、諸外国の例とか何かも含めて、消防団の役割をもうちょっと広げてもいいのかなということをおもって、1つは地域の外に出られないとか、市町村長に直属の場合と、消防本部のほうに属される場合といったようなことがあって、なかなか地域の外に出にくいところがあるので、それをどうやって改善していくのか。消防団の方で外部に応援に行くときにはボランティアで行っていらっしゃるという方が結構多いということがあったりするので、むしろ緊急消防援助隊とか、近隣応援とか、応援協定で行くようなところでいくと、ほんとうの緊急の救急ということで行くんですが、先ほど小川委員のほうからもお話があったような調査研究とか、前にも話題になりましたけれども、地域の消防団の方が地域の復旧とか何かにも手助けしておられて、行政では対応できないような個人の屋根のビニールシート張りとか、いろいろなことを手伝っていらっしゃるんですね。そういう技能を持った消防団というものを専門消防としてもうちょっと拡大できるようにしていけば、意思のある人が応援に行けるといったようなことで差をつけて、差別化していけばいいのではないかなという感じがいたします。

以上です。

○秋本小委員長 一番最初の企業の自衛消防隊の存在とか重要性とかについて触れるといったようなことは、これからの素案の見直しの中で検討するということでよろしいですかね。それから、防犯とか安心とかということとの連携というのは、消防関係としてはまたいろいろ難しい事情も考えなきゃいけないかもしれないんですが、その辺は消防庁のほうで経過とか何かについてのお話をさせていただく、あるいはまた消防団の域外出動についても、今の制度なり何なりはご説明いただいたほうがいいかなと思いますが、いかがですか。

○長谷川総務課長 今お話がございましたように、地域では防災も防犯も同じような重要課題で、一緒になって取り組むという例はございまして、私どもでも防災課のほうで地域の安心・安全ステーションモデル事業というのをやっております、地域の自主防災組織とか、あるいは消防団の詰め所等、防犯とか安全とか、範囲を広げて取り組んでいるような例を推奨したりはしているという事業はやっております。ただ、これはべたでやっているのではなくて、まだモデルという状況でやっておりますけれども、方向性としては同じような考えを持った事業の取り組みをやっておりますので、それを踏まえながら、書き込めれば書き込みたいという形でさせていただきたいと思います。

消防団の域外出動も法律的には常備と同じ広域応援の仕組みで動けるのではないかなと私は思うんですけども、ただ、現実にはあまり活用されていないのはあるかもしれません。仕組み上は全く同じ仕組みになっていると理解しております。

○秋本小委員長 ストレートに消防団が防犯活動を行うということにできるかどうかというのは難しいかもしれませんね。

何か、幸田部長のほうから。

○幸田部長 今、小委員長からお話がありましたように、防犯自身は消防団の仕事というふうには消防組織法上なっておりませんので、先ほど安心・安全ステーションということで、連携をしていろいろ取り組んでいく。ただ、放火防止とか、そういう観点から一緒に見回りをするとか、そういうことは消防団はいろいろ地域で活動されているということでございます。というのは、ストレートに防犯でいろいろ活動して事故があった場合に、公務災害の対象にならないということになりますので、その辺は消防団の仕事の範囲内で連携をしていくという形に今現在は位置づけて、消防庁としてはそういう見解を示させていただいているところです。

○上田委員 我々としても、警察の署長さんと懇談会を開いたとき、いろいろ不審なもの

の情報があれば警察へ聞かせてくれと。それから最近、どこどこに変な人がいるよと、消防団が回るときにちょっと見ておいてくれよという情報交換をしながら、そういうことがあれば警察へ連絡するということをやっているのと、地域の防犯の皆さん方と、事によれば連絡をとり合って、我々はお互いに協力し合うという程度でおさめたほうがいいんじゃないかなと思っております。

○幸田部長 おっしゃるとおりです。

○小川委員 これは消防庁へのご質問でもあるんですが、6ページのところ、真ん中辺に入団環境の改善を図ることであるとか、処遇改善が課題であるとかいったような記述があるんですけども、例えば消防団員が活動中にけがをしたり亡くなったりした場合の補償というのはどうなっているのでしょうか。というのは、広報活動やなんかは、例えば山崎委員がテレビで消防団についていろいろ解説をされたりするのを見ていて、相当うまく進んでいる面があると思うんですね。読売新聞もかなり大きく書いてくださって。ただ、私はこれを見ながら思い出したのは、自衛官の募集と警察官の募集において差があったのはどこかという、死んだときの補償の金額が全然違うということなんです。だから、あまりそれを前面に出せということではないんですが、こういったこともあるんだよということを書いてあげるとするのは、団員数を増やしていく上でも無視できない要素になるのかなという感じはするんです。国で補償するかどうかという問題だけではなくて、例えば団体保険で掛け金は安いけれども、不幸な事態になった場合には一定の補償が得られるというような格好でもあると思うんですね。そういったあたりがどうなっているかということを知りたいと思います。

○秋本小委員長 いかがですか。

○飯島防災課長 消防団の公務災害につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金によりまして公務災害の手当があるということと、不幸にしてお亡くなりになられたときにも、死亡された際の補償というのが先ほどの基金で出されることになっております。金額については今、手元に資料がないんですけども、そういう形で補償がされておるといふ現状でございます。

○秋本小委員長 もう少し補足しますと、先ほど石垣委員のほうから幅広く総合的に実効性のあるという、その一部にもなるんだろうと我々は思いながらやっていますけれども、市町村の特別職の地方公務員ですから、公務による災害を受けたときは市町村がまず補償するんですけども、その財源を確保するために保険制度をつくって、それが消防団員等



公務災害補償等何とか共済基金という長ったらしい名前ですけれども、これで大体普通の公務災害並みのものはやっています。そのほかに賞じゅつ金として県なり市町村なりが差し上げるといふ、これは警察なんかでもある例と同じなんですけれども、ある。それからもう一つ、これは公費とは別に、私どもの団体のほうでも保険制度をつくってまして、公務で殉職されたというときは、しかるべく助成をお互い共済事業の中から弔慰金を支払うというようなこともしております、かなりな手当にはなっているんですけれども、それともう一つ、私ども現実にこれは何とかと思うのが、お子さんの後のことです。消防の世界では、消防育英会という別の財団法人をつくってまして、そこに今まで寄附をしていただいたものを基金として積み立てて、子供さんが大学に行くというようなとき、小学校、中学校のときからですけれども、奨学金を差し上げるといふようなことをいろいろやってはいるんですけれども、ただ、まずとにかく事故を起こさないようにといふことを一生懸命やっていますけれども、万が一のときはいろいろな手を使って何とかやるようにはしてきております。

○石垣専門委員 今の件につきましては、自治体が消防団に徹底して説明しておりますので、ほとんど消防団はわかっているのではないかという気がしております。勧誘するときは別ですけれども、消防団に入っておられる人は、すべて徹底しておると思います。

○秋本小委員長 これ、ほんとうに大事な問題の1つだと私どもも思っております。

さて、ほかにご意見はございますでしょうか。

どうぞ、斎藤さん。

○斎藤専門委員 非常によく議論をまとめていただいて、いい報告書だと思っております。1点というか、地域の総合防災力を高めるために、人とか今までの制度そのものを充実させる、財政をつけるというのは大変重要なことですが、それと同時に、例えばハードの面で、できるだけ燃えない住宅、あるいはビルの中のスプリンクラーをつけるとか、これは消防団ということではなくて、民間なり個人なりができることを促進する、そのための税財政措置をどう講じるかとか、あるいはもっと言うと、防災に強い、災害に強いまちづくりという観点から、都市計画を含めて、密集地をなくすために住民がうまく話し合って、これは国が命令で広い道をつくるというわけにもなかなかいかないんであれば、その辺を含めて、住民がどうやったら自分たちのコミュニティーを災害に強いものにするかというような場を積極的につくっていくとか、あるいは阪神・淡路でもたしか大火災が起こった後、皆が話し合ってアーケード街を広くしたとか、いろいろな教訓とかレッスンというの

もあると思いますので、そういった国民意識というんですか、一人一人が消防、消防団に頼る前に、日ごろからどういうことをやっていったらいいかということの意識の高揚とか、その中には当然、民間の企業の役割とかも含めて入ってくると思いますけれども、そういったものも書き込んでいただくと、いい報告書になるのかなと思っていますので、ぜひお願いしたいなと思います。

○秋本小委員長 よく考えますか。

ほかには。どうぞ。

○青山専門委員 率直に言うと、全体の書き方がだれの責務なのかというのが漫然と混在しているように私は読んだんですよね。国の責務は何なのか、市町村の責務は何なのか。全体的には市町村の役割が大きいんだと思うんですけれども、決定的に欠けているのは都道府県は一体何をやるのかなというのがどう見てもよくわからないんですよね。全体的に市町村合併が進んでいく中で、都道府県の役割をどんどん縮小しようという意向なのかもしれないけれども、特に常備消防力が弱いところは都道府県の補完機能が非常に重要なはずだと思うんです。ということから考えると、改めて言えば、国の責務は何なのか、県の責務は何か、市町村の責務は何なのか、もっと明示したほうがいいんだと思います。

先ほどの税制の問題は国税でもできるだろうし、都道府県税でもできるので、それは両方かかると思いますし、全体的な財政措置ということになれば、国の責務と言わなければいけないでしょうし、デジタル無線のようなとても高額な機器は、国がきちんと財政責任を果たさなきゃいけないんじゃないかなということですよ。市町村について言えば、さっきの個人情報保護の問題で非常に強く感じるんですけれども、この問題は情報公開制度が基本で、人のプライバシーをみだらに相手の了解も得ずに侵害することがいけないという個人情報保護制度なわけですよ。それを拡大解釈をする傾向が非常に今強まっているわけですよ。だから、それは個人情報保護法の解釈も含めて、ここでその趣旨をちゃんと行って、市町村長は責任を持って、自信を持って、きちんとした地域の防災名簿をつくるんだと。そのためには日ごろから人々に、このためにしか使わないんだということをきちんと明示しておくんだとかいう市町村長の肩をきちんと押さなきゃいけないんじゃないのかなと思いました。

市町村と県のことで言えば、さっき上田さんがちょっとおっしゃっていて、私もとても気になっているんですが、三位一体改革で一般財源になってしまったので、この防災のところはどんどん手薄になっていくんじゃないかとおっしゃられて、実は全体的にいろいろ

な分野の人たちがみんなそういうふうにいるから言うんですよね。では、どんどん補助金を増やしていけばいいのかということにもなりかねないことになるので、その点でも基礎自治体、広域自治体が責任を持ってこれをやるんだと。自治体の最大のミッションは人々の安全と暮らしを支えることなわけですから、そこをもう一回考えるという意味で、地方財政もめったやたらに地方財政ばかり絞り上げちゃいけないんだということも私は書いたほうがいいと思いますけれども、人々の安全にかかわるんだということも入れられれば入れたほうがいいと思いますが、それは余談としても、というふうに思います。

○秋本小委員長　なかなか難しい問題ですね。

上田さん。

○上田委員　どっちかという、民生費にシフトが行き過ぎているんじゃないかと私はそう思うんですよ。あまりにも民生費に世論が向いておるもんですから、消防はどうでもいいという意味じゃないんだろけれども、少し我慢せよということになっていくんじゃないかなと。そして、地方財政は大変厳しい状況に置かれておるということもあるわけでごさいます、ここらあたりは国が安全というものを、これだけの自然災害が頻繁に発生する上においては、消防団が大事なんだ、消防の資機材が大事なんだということであるならば、もう一度考え直してもいいんじゃないかなと。民生費はどうでもいいと思うんじゃないかと、そのことによって市町村長とか知事とかというのは人気のバロメーターが上がるんですよね。こんなことを私が言っちゃなんですが、こういうことをやってあげたよと、こうしたよ、この町はこうしているけれども、うちの町はこうしたよということが、とかく市民の関心と呼ぶと。そういうことに非常に重きを置かれつつあるんじゃないかなと。

国がほんとうに安全ということを考えるならば、もう一度考え直したほうがいいんじゃないかなという思いをしてならないし、今一面では、非常に厳しい中にも地域のために一生懸命頑張ろうということの励みのためにも、資機材なり、技能訓練をしておまえたちが頼りなんだよという証を示してもらわないといかんのじゃないかなと考えれば、少しお考えになっていただきたい。三位一体の改革は、地方分権は決して悪いとは言わないんですが、しかし、これだけ高齢化社会で、今までやっておったサービスが停滞して非常に痛みがあるわけですが、しかしそれを守ろうとすれば、そういう面にしわ寄せが行くんじゃないかということ。公共事業もやらなかったための災害が出ておるんですよ。あのダムをやっておけば大丈夫だったんだなというけれども、休止にして、ほら見た、発生したじゃないかというような問題も出てまいっておる。これも現実にあってみれば、やっておけ

ばよかったんじゃないかなというような批判がまた出てきちゃうということなんですから、ここら辺をほんとうに国が安全ということを旗印に考えるならば、もう一度考え直してもいいんじゃないかなという私の思いです。

○秋本小委員長 だんだん議論が白熱してきましたので、もうそろそろ……。

○青山専門委員 私もおっしゃるとおりと思うんですけども、社会保障費とか民生費と消防費というのは、実は暮らしている人々から見れば同じ気持ちだと思うんですよね。全然対立するものではないと思うので、これは基本的には、石垣さんがお見えですけども、首長と議会の財源配分、政治姿勢の問題なので、それに理解が足りない首長は、やっぱり落選するんだと思うんですよね。そのくらい、安全の問題と、日々介護とか福祉も安心して暮らしていけるまちだという点でいけば、そういう点でいくと、もし可能ならば、この中に、社会保障と同等に安心して暮らしていけるまちというのが基礎自治体の基本的なミッションなんだということをきちんとうたうことが大切なんじゃないかなと思います。

蛇足で言えば、実を言うと私は前から気になっているんですが、水防団というのがありますよね。水防団は河川法ですよ。消防団は消防組織法で、実は法律が違う。だけれども、地域においてはほとんど同じ機能、類似の機能を持っているのではないのかと。例えば消防庁が国土交通省の領域に手を突っ込むというのは霞が関ではタブーだとは思いますが、総合的防災力といった場合には、今後、中期的にはそのことを考えていかなければいけないんじゃないかなと実は思っているんです。河川の分権ということも進んでいくことになる、ますますそういうことも視野に入れながら、地震だけが災害で同じで、水害と地震は交互に起きてくるようなこともあると思うので、それは法制度的にももう一度考えてもいいんじゃないかなと実は思っているんです。

先ほど石垣さんがおっしゃったけれども、介護とかの問題がありますよね。これはたしかに法制上でいくとなじまないんでしょうね。だけれども、暮らしてる人から見ると、安全のための人員なんですよね。それを何かリンクさせる手法はないんですかね。例えば消防団A、Bをつくってもいいんじゃないかなと思うくらいです。これはちょっと荒唐無稽のような感じも言いながら実はしてはいるんですが、でも、暮らしている面から見ると、応急措置だとか、水防措置だとか、もちろん火を消すだけでなく、さまざまな地域の安心を担う人々という点から見れば、もう一回総合的な制度としてあってもいいのかなと、これはかなり中長期的な話で、今ここでどうたらこうたら言える問題ではないと思うんですが、多分、大きな研究テーマじゃないかなという気がします。

○秋本小委員長 地域の総合防災力云々ということの気持ちから言うと、何でもやろうと  
というような気持ちだろうと思います。今の水防団との関係というのは、制度的にもあれで  
すから、消防庁のほうからご説明いただいたほうがいいかなと思いますが、どうですか。

○小川委員 前に議論しなかったですかね、水防団の……。

○秋本小委員長 これ、制度的に簡単に説明してください。

○幸田部長 水防団のほうは水防法に基づいておりまして、河川法でなく水防法でござい  
ますけれども、実際は専任の水防団員というのは実際には全国で1万5～6,000人か  
と思うんですね。非常に少ないということで、実際は水防団員と消防団員は兼務をしてい  
るのがほとんどでございます。だから、消防団員というのを見ると、前から見ると消防団員  
だけれども、背中から見ると水防団員だということが多いわけでございます。

それで、消防組織法上、消防団は水防といいますか、河川が決壊したときに出ていって、  
堤防を積んだりとか、これは仕事でございまして、消防団員自身の仕事になっています。  
ただ、水防団は、水防の専門のことをやるという位置づけになっているということござ  
います。したがって、今、青山委員がおっしゃいましたように、総合的な地域防災力とい  
うことからいけば、これはいずれも市町村長さんの指揮命令のもとにある組織、水防団も  
消防団もそういう組織でございまして、地域の防災を守るという観点からは一本化して  
もいいんじゃないかという議論は確かにあるところでございます。ただ、水防法というの  
は国土交通省が所管しているという関係があるということで、これは課題の1つであると  
考えております。

専任の水防団員も、したがって、消防団員になっていただけないかということ消防庁  
としても専任の水防団のある各地域にはお話をしているわけです。ただ、地域のほうのご  
判断ということで、現在は数は少ないですけれども、そういったものが残っているという  
状況でございます。

○秋本小委員長 現実問題としてどこまでやれるかということはありませんけれども、消防  
団はあらゆる災害に対処するということですから、私どもも実は消防団が水防活動をやる  
ことについて制度的な制約があるという意識があまりなかったんですね。だから、みんな  
それでやっていると思います。

きょうは実は、事務局のほうは11時半ごろには終わるかなんという話があったんで  
すけれども、だんだん定刻に近づいてまいりました。きょうご発言になっていない方がま  
だおられますが、もしもご発言、ご希望ございましたら、お願いしたいと思います。

どうぞ。

○石垣専門委員 今回の関連ですが、災害が起こったときには、まず消防団や住民が出ていて、その後、どうフォローするかですが、民生委員とか、市では福祉課の保健士が、名簿を持って被災者を訪問しております。介護までを消防団ですするというのは、私はなかなか難しいんじゃないかと思えますし、行政が対応しています。また、緊急なときには医師会と協力して医師を派遣していただき対応しております。

○秋本小委員長 金井さん、この中にも少年消防クラブのことをいろいろ言っていますけれども、何か。

○金井専門委員 私は、東京消防少年団連盟の金井でございます。

昨年、青少年消防組織のあり方研究会でドイツに参りましたが、青少年消防の年齢は10歳から18歳まででした。今私どもがやっている消防少年クラブは、10歳から15歳ということですので、例えば、高校生まで年齢を上ることも検討してよいのではないかと思います。と申しますのも、8月13日から昨日までアメリカのほうで勉強させていただいたんですが、大体16歳、17歳が実践的に装備をつけて、ボンベを背負い、消防団の人と一緒に出動しているんですね。そのぐらいの年齢になりますと、体も大人と同じになってきますから、我が国でも高校生の活用ということが大切だと思います。

一方、地域のことなんですけれども、私の住んでいる港区は縦長住宅ですので、コミュニティーが非常にとりにくいんですね。消防団が頑張っておりますけれども、先ほどもお話がありましたように、個人情報法の関係でなかなか中に入れない。そうすると、その人たちとは、コミュニケーションが取れないので、どのように自分の身を守るかということは、メディアで知識を得ると思うんですね。ですから、私どもは呼びかけても、それ以上中に入れない、入っていけない状況です。私どもも個人情報法を盾に何で入ってきたというようなことを訴えられますので、非常に入りにくいんですね。本当にコミュニティーがとりにくいんですね。いくら呼びかけても、町会にも入ってこないというようなぐあいですから、もう少しメディアさんに頑張ってください、自分の身を守るためにはこういうものがあるんだよ、ということを訴えられたらいいなと思います。

○秋本小委員長 吉田委員は宮城県で地震の体験をされて大変だったと思いますけれども、何かご発言ございますか。

○吉田専門委員 宮城県から来ている吉田でございます。

6月の地震には皆様からほんとうに温かいご支援をいただきまして、ほんとうにありが

たく思っておりますし、また、きのうも支援ということで日本防火協会のほうからいただきまして、大変助かっております。ありがとうございます。

私もこの委員となって考えていること、さっきどなたかがお話ししましたが、火災が多くなって死亡者が出るというのは、前にもちょっとお話ししましたが、構造物、建物の構造にもあるのかなというような感じで私も考えておりました。地震のほうなんです、地震は何といっても自然にやってくるものですから、これはいたし方ないんですが、直接栗原のほうの被害地に私も行ってまいりまして見ておりましたら、ほんとうに無残な山の崩れですね。私、中国の桂林に行ったときに、山ってあんなにとんがるのと思ったことがあったんですが、今度の地震で、自分のほうの地区があのようなになるというのはほんとうに夢にも思っていない。それで、皆さんが一生懸命復興にボランティアで来ていただいたことに対して、ほんとうに頭が下がる思いでして、防火クラブもいち早く炊き出しなどの訓練しておったのを即実行して、地域の防火クラブが2日、皆さんボランティアが来る前の2日間を支援していたということで、私は御礼に行ってきましたけれども、もう何て言ったらいいかわからない、私も実際にそういうのを見てきて、皆様の支援がほんとうに温かいんだということを肝に銘じたように思ってきました。

この火災に対して消防団の活躍もほんとうに骨が折れる、着のみ着のまま、何日もああやって現場にいられるということは、ほんとうにありがたい、消防団がなければだめなんだというような感じで見ておりますので、ぜひ消防団の増員と、これからの消防団に対する支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○秋本小委員長 ありがとうございます。

ほぼ予定の時間は来ているんですけども、私が言うのもあれですけども、小川委員のほうからしばしば調査研究についての話があるんですけども、これも大事なテーマだと思うんですけども、寺村所長は何かそういうことについてご意見がありますか。

○寺村消防研究センター長 研究センターの狭い話になるかもしれませんが、もともと独立行政法人から戻ったときに、危機管理の充実ということで研究所はスタートしたんです。先ほど小川委員が言われましたように、日ごろの調査研究、結局、研究員が日ごろ現場をよく見ておかないと、見るだけじゃなくて、今は救助支援とか、火災原因調査とか、みずから行うということ、これを通して彼らが疑問点に思う、何がおくれているのか、何が足りないのかということを感じれば、テーマとして研究が進んでいくんじゃないかと思って

おりますので、そういうふうに心がけていきたいと思っています。5年計画とか、あまり大上段に構えてやっても時代はどんどん過ぎていきますから、災害現場を見るたびに新しいといえますか、よくよく考えて見れば昔から問題だったことがいっぱいあるわけでありますので、しっかり研究員が認識を深めることが極めて重要なことと思っております。

以上です。

○秋本小委員長 一通り、予定の時間も参りましたので、最後に吉井会長から一言ご発言いただけますでしょうか。

○吉井会長 議論が佳境に入ってきて、さまざまなおもしろい問題を聞かせていただきましてありがとうございます。当初、このテーマを設定したときに、地域総合防災力というんで、大変なテーマだなと思って、非常に広いもんですから、網羅的で、しかもいろいろなことがあるもんですから、どうまとめたらいいのか、ちょっと不安に思ったんですけども、そういう意味からすると、網羅的にはやらないで、私が見るところ、担い手論になっていると、そういう意味で、非常に特色のある報告書ができつつあるなと思います。

この担い手が結局重要だということは皆さん共通認識があると思うんですけども、その担い手の中心に消防団がいるだろう。これは我々がいろいろな調査をしても、地域で最後に頼りになるのは消防団だという意見が非常に強いんですよ。ですから、それはもう間違いないと思うんですけども、そういう消防団というのは、逆に期待されているんだけれども、人数的に難しいとか、入団環境がどうのこうのとかいう話があるわけですね。

これもまた別の調査でやったんですけども、防災に関して地域のリーダーになる意向があるかどうかというのを聞いた調査をやったんですけども、これを見ると、大体1割近くの人にはやる意向があるんですね。ただ、問題は、頼まれればやるという人が私がやった地域ではちょうど8%ぐらいいたんですけども、1割ぐらいの人がいて、そのうちの1%、2%は既に消防団とか、自主防災活動、自主防災組織とかというところでやっているわけですけども、そのほかにその何倍かの人が頼まれればと言っているわけですね。頼まれればやる人をどうやって掘り起こすかというのが一番のかぎではないかなと思います。

そういう意味で、どうしてそういう人たちを巻き込むかということになると、相当働きかける人が必要で、そうすると、消防団の人の役割の1つは、もちろん団員を確保することもありますけれども、そういう人を消防団ではなくても、あるいは消防団の準構成員という暴力団みたいですけども、その支援をしてもらえとか、あるいはつなぎ手を



やるような人たちというのはかなりいるのではないかと、そういう意味で希望があるということが1つあると思います。

それからもう一つは、山崎さんが言われた、ほかの方もずっと言われたことですが、構造問題で、我々が直面しているのは、消防団がずっと充実してきた社会状況と全く逆に動きが上り坂から下り坂にかかっていると。それで、同じ構造でもつかというと、やっぱりもたないだろうということは皆さん共通認識なんですね。もたないんだけど、どうやって重要な安全の問題を地域で、どういう形でだれが支えていくのか、こういうことになったときに、新しい環境を変えることはもうできないんですね。防災で変えることはできないわけですから、適応するということを考えなきゃいけない。その適応過程をどうするのか、これまた調査研究ということになりますけれども、どうも適応ではなくて、抵抗しちゃったらだめだと。つまり構造が間違っているから、構造を昔のいい状態に戻そうと、これは難しいわけですね。そうすると、適応ということになると、別の考え方をしなければいけないし、少子高齢化に合わせたような形、地域に合わせたような形でやっていかなきゃいけない。この辺は非常に大きな研究テーマではないかなという気がいたします。

報告書としてみると、先ほどどなたかがおっしゃっただれが実施するかって、やっぱり重要なことで、安全・安心というものを考えるときに、1つは非常に基礎的なニーズなわけですから、そういう意味で、国の役割は確実にあるわけですね。ですから、そういう意味で、国がやらなきゃいけないし、都道府県もちろんやらなきゃいけないし、市町村もやらなきゃいけないし、自助・共助もちろん必要なんですけれども、その辺で、だれがというところをこの報告書の中でもうちょっと明確にする必要があるし、私は都道府県が相当大きな役割を果たさなきゃいけないんじゃないかなと思います。その辺も含めて、次には最終報告として実践的にかつ地域総合防災力を担う担い手がどういう人間で、どういうふうにすれぱうまくいくのかということのを少しでもわかるような方向性が出るというふうに思っております。

○秋本小委員長 ありがとうございます。

まだご発言、いろいろあるかと思いますが、ほぼ予定の時間になりましたので、きょうはこのぐらいに終わって、いただいたご意見をもとにして、もう一遍整理し直したもので、次回、ご審議をいただくようにしたいと思います。

最後に私のほうからの発言をお許しいただきたいんですが、お手元にこういうチラシを

お配りしてあると思います。地域総合防災力展というチラシですけれども、右隅のほうに第21回全国消防操法大会、全国の消防団が地域の予選を勝ち抜いてきて、消火用のポンプを操作するという全国大会、消防団にとっては甲子園といったようなものを10月12日に東京ビッグサイトという、これは今まではあまり目立たないところでやったことのほうが多かったんですけれども、日本一とっていいぐらい目立つ場所で10月12日にやろうと。ここのビッグサイトでやるということになりますと、展示場のスペースが相当にあるものですから、これをできるだけ使って何かやらないかなということで、今やろうとしておりますのが地域総合防災力展でありまして、地域総合防災力という言葉をごちのほうでも使わせていただくという格好になっておるんですが、その中身を申しますと、展示内容というところに書いてございますけれども、地域総合防災力コーナー、消防団などが主として使うということを意識したような新しい消防用の装備のたぐいなどを展示するという。これは消防団多機能型車両というのを平成19年、20年、2カ年にわたりまして、宝くじのほうのご支援をいただいて日本消防協会で作成しまして、従来の車と違うのは消火用のポンプだけではなくて、標準的な救助用の器具をワンセット全部組み込んだ車、しかもあまり大きくなくて、値段も安いという車をつくりまして、全国にモデル的に配ったんですが、そういった車などもここに展示をしたいと思います。

企業の展示コーナーというのも、メーカーの皆さんたちも消防団を意識したもの。それからもう一つ、物産販売コーナーと書いていますのは、全国の消防団の皆さんはそれぞれお仕事を持っていろいろなものをつくって生活をしておられる。その消防団の皆さんがつくっているものをここに持ってきて、皆さんに買ってもらえるようにしようと。展示PR及び即売というようなことにしようと。

子供さんたちは、先ほど金井委員からもご発言がございましたが、将来を考えると、青少年消防組織はものすごく大事だろうと思っているんですが、子供さんたちにも親しんでもらえるようなところをつくろう。

そのほか、全国の消防団の紹介、あるいは世界の消防団の紹介といったような展示もやったり、47県から1チームずつ、47チーム出場するんですが、それぞれ出場チームの自己PRコーナーをつくって、好きなように書いたパネルを張ってあげようとかというようなことをいろいろやって、できるだけ楽しく盛り上がるようにして、こういう機会も消防団のというか、消防活動の宣伝の機会に使おうと思って、いろいろな方にご参加、ご観覧いただきますようお願いをしております。消防審議会の委員の方々、あるいはこの小

委員会の専門委員の方々、連絡がまだ十分でないかもしれませんが、どうぞひとつごらんをいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これをやるのにつきまして、東京消防庁の皆さんにはほんとうにお世話になりましたし、ビッグサイトの皆さんにもいろいろご無理をお願いして、私どもの手に余るようなことをやらせていただいておりますけれども、おかげさまで1カ月後には何とかできるんじゃないだろうかというところまで持ってきております。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に宣伝をさせていただきましたが、私の役割はここで終わりということにして、あとは消防庁のほうから事務的な連絡、お願いします。

## 6. 閉 会

○大塚課長補佐 委員の皆様、本日は大変お疲れさまでございました。次回、本小委員会は、小委員長からお話があったように、最終回の予定で考えております。次回、秋の開催に向けて日程照会をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○秋本小委員長 どうもありがとうございました。

午前11時40分 閉会